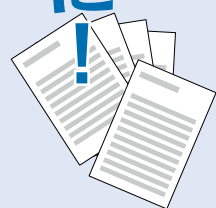


令和2年（2020年）分の申告時期になりました。期限までに申告してください

所得税、市民税・県民税の申告はお早めに！

※所得税の確定申告をした人は、原則として市民税・県民税の申告は必要ありません。



所得税・復興特別 所得税、贈与税

申告期限 3月15日(月)

個人事業者の消費 税、地方消費税

申告期限 3月31日(水)

問合せ／

確定申告電話相談センター(富士税務署)

☎(61)2460(番号「0」を選択)

イタックス e-Tax作成コーナーヘルプデスク

☎0570(01)5901

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

申告書はパソコンやスマー
トフォンで作成できます



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「e-Tax」での電子申請または郵送による提出をお願いします。国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」では確定申告書の作成や、各種様式のダウンロードができます。

▼e-Taxを利用する

マイナンバーカードを利用する方式と、ID・パスワード方式があります。詳しくは、e-Taxウェブサイトをご覧ください。電話相談センターへお問い合わせください。



▲国税庁ウェブサイト



▲e-Taxウェブサイト

▼郵送する

送付先／〒416-8650

富士税務署

①確定申告会場のい案内



とき／2月16日(火)～3月15日(月)

9～17時

※土・日曜日、祝休日を除く。

ところ／富士市交流プラザ2階多目的ホ

ール

※会場の状況により、入場整理券の配付を早めに終了する場合があります。

※税務署内に申告会場はありません。申告相談はこの会場で受け付けます。

※駐車場・周辺道路が混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

※自宅などで作成済みの申告書は、税務署に直接提出することもできます。

②年金受給者及び住宅ローンで マイホームを取得した人へ



年金受給者や令和2年中に住宅ローンで住宅を新築・購入した人を対象に、富士市交流プラザで申告書の作成指導を行います。

とき／2月10日(水)～15日(月)

9～17時

年金受給者・給与所得者の還付手続

とき／2月12日(金)・15日(月)

9～17時

住宅ローン控除

とき／2月12日(金)・15日(月)

9～17時

※会場の状況により、入場整理券の配付を早めに終了する場合があります。

※公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、所得税の還付を受けるためには申告が必要です。

③税理士による無料税務相談



とき／2月2日(火)～4日(木)

9時30分～16時(12～13時は休み)

ところ／ラ・ホール富士5階研修室

対象／年金・給与所得者及び事業・不動産所得者(前年の所得金額が300万円以下かつ前々年の課税売上高が

持ち物

(所得税の確定申告は①～⑩、市民税・県民税の申告は①～⑦)を必要に応じてお持ちください

①印鑑・筆記用具及び電卓

★申告者本人及び扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。本人に関する②③の書類(原本)をお持ちください。

②番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し)

③身元確認書類(1点で確認できるもの／マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、その他顔写真つき身分証明書)

④2点で確認できるもの／健康保険証、年金手帳、住民票の写し、源泉徴収票など

※代理人申告の場合、次のA～Cが必要です。A申告者本人の番号確認書類、B代理人の身元確認書類、C本人が作成した委任状や戸籍全部事項証明書などの代理権の確認書類。

⑤令和2年1～12月中の所得を証明できるもの(給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書、その他帳簿類)

⑥社会保険料(国民年金保険料など)・生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料を含む)控除証明書、寄附金などの支払証明書または領収書

3000万円以下の人

※会場の状況により、入場整理券の配付を早めに終了する場合があります。

※譲渡・山林・贈与・相談内容が複雑で申告書の作成に時間を要する人は、富士市交流プラザ確定申告会場へ。

各会場には入場整理券が必要



会場の混雑緩和のため、会場への入場は、「入場整理券」が必要となります。入場整理券は各会場当日配付します。

また、①と②の会場での入場整理券は、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することが可能です。

※入場整理券の配付状況にに応じ、後日の来場をお願いすることがあります。



▲詳しくはこちら

納税は便利な振替納税で



所得税及び個人事業者の消費税の納税は、口座振替依頼書を税務署に提出することで、自動振替(納税)の登録ができますので、ご利用ください。

口座振替日

所得税／4月19日(月)

消費税／4月23日(金)



医療費控除について

医療費控除の適用を受ける場合、医療費控除の明細書または医療保険者などの医療費通知書が必要です。医療費の領収書の添付または提示では、医療費控除の適用を受けることはできません。

市民税・県民税

申告期限 3月15日(月)

問合せ／市民税課(市役所3階)

☎(55)2734 ☎(53)0974

申告期間

2月16日(火)～3月15日(月)

9時～16時30分

※土・日曜日、祝日を除く。

申告会場／消防防災庁舎7階大会議室

市民税・県民税申告書は、2月10日(水)頃、昨年の申告で送付を希望した人へ発送します(今年度は医療費控除の明細書を同封しません)。各地区まちづくりセンターでは市民税・県民税申告書と医療費控除の明細書を配布します。



申告の際はご注意ください！

- ・市民税・県民税の申告会場、出張受付会場では、所得税の確定申告は受け付けません。
- ・給与以外の収入に係る市民税・県民税を給与天引きではなく自分で納付する人は、その旨を申告してください。

市民税・県民税の出張受付



受付時間／9～16時

とき		ところ	
		(地区まちづくりセンター)	
17日(水)	神戸	浮島(※)	吉永
18日(木)	吉永	元吉原	原田
19日(金)	浮島(※)	須津	大淵
20日(土)	元吉原	田子浦	松野
21日(日)	田子浦	鷹岡	富士南
22日(月)	鷹岡	富士北	天間
23日(火)	富士南	富士南	富士南
24日(水)	富士北	富士南	富士南
25日(木)	富士南	富士南	富士南
26日(金)	富士北	富士南	富士南

※2月19日(金)浮島まちづくりセンターの受付時間は9～12時です。

郵送による申告方法



申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号、マイナンバーを記入し、下記の②③の写しと④⑦のうに必要な書類の写しを同封の上、送付してください。

送付先／〒417-8601

富士市役所 市民税課

- 6 身体障害者手帳や療育手帳など控除対象であることを証明できるもの
- 7 医療費控除の明細書・医療費通知書
- 8 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける人は、その必要書類※控除を受けるための要件や必要な書類について詳しくは、国税庁ウェブサイトをご覧ください。



▲住宅ローン控除については詳しくはこちら

- 9 預貯金口座番号(本人名義)が分かるもの
- 10 令和元年分申告書(控)

新型コロナウイルス感染症対策を講じています

入場の際に、検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合は、入場できません。なお、発熱などの症状がある人や体調の優れない人は、来場を控えてください。

- ・来場の際は、マスクを着用し、会場入口などで手の消毒をお願いします(会場入口に手指のアルコール消毒液を設置しています)。
- ・できる限り少人数で来場してください。

新型コロナウイルスの感染状況によつては、会場変更や受付中止となる場合があります。